

市区町村（こども家庭センター等）状況調査の結果について

（令和6年10月1日時点※）

※令和6年10月1日時点ではない項目にのみ本文中に時点を明記

1 こども家庭センターの設置状況

(1) こども家庭センターを設置した市区町村の数と割合

全国の 市区町村数	設置済の 市区町村数	未設置の 市区町村数
1,741	917	824
	52.7%	47.3%

※設置済の市区町村・・・こども家庭センターを1箇所以上設置している市区町村

※未設置の市区町村・・・こども家庭センターを1箇所も設置していない市区町村

(内訳) 市区町村の人口規模別 ※人口は住民基本台帳(令和6年1月1日)に基づく

人口	市区町村数	市区町村数		割合		設置済の 箇所数
		設置済	未設置	設置済	未設置	
5千人未満	300	50	250	16.7%	83.3%	50
5千人以上1万人未満	232	80	152	34.5%	65.5%	80
1万人以上5万人未満	692	388	304	56.1%	43.9%	389
5万人以上10万人未満	237	174	63	73.4%	26.6%	175
10万人以上30万人未満	196	159	37	81.1%	18.9%	159
30万人以上50万人未満	49	40	9	81.6%	18.4%	56
50万人以上100万人未満	24	17	7	70.8%	29.2%	57
100万人以上	11	9	2	81.8%	18.2%	89
合計	1,741	917	824	52.7%	47.3%	1,055

※1箇所設置の市区町村数 892

※複数箇所設置の市区町村数 25（行政区ごとに設置する指定都市等）

(内訳) 市区町村の分類別

分類	市区町村数	市区町村数		割合		設置済の 箇所数
		設置済	未設置	設置済	未設置	
指定都市	20	15	5	75.0%	25.0%	126
中核市・特別区	85	67	18	78.8%	21.2%	92
市（指定都市・中核市 ・特別区を除く）	710	511	199	72.0%	28.0%	512
町	743	285	458	38.4%	61.6%	286
村	183	39	144	21.3%	78.7%	39
合計	1,741	917	824	52.7%	47.3%	1,055

(2) こども家庭センターの設置予定時期

こども家庭センター未設置の824市区町村における設置予定時期

設置予定時期	市区町村数	割合
令和6(2024)年度	24	2.9%
令和7(2025)年度	365	44.3%
令和8(2026)年度	171	20.8%
令和9(2027)年度以降	35	4.2%
未定	229	27.8%
合計	824	100.0%

(3) こども家庭センターの設置に向けた課題

回答数：こども家庭センター未設置824市区町村 ※複数選択式

順位	課題	市区町村数	選択率
1	統括支援員を担う人材の確保・育成	618	75.0%
2	サポートプラン作成・手交の方法など計画的支援を行う流れの理解・整理	528	64.1%
3	センターの役割を果たすための既存組織や指揮命令系統の再編	497	60.3%
4	児童福祉機能を担う職員の人材の確保・育成	470	57.0%
5	母子保健機能を担う職員の人材の確保・育成	382	46.4%
6	センター長を担う人材の確保	338	41.0%
7	事務的な業務を担う職員の確保	335	40.7%
8	センター設置(一体的支援強化等)の必要性など設置目的の理解・整理	329	39.9%
9	合同ケース会議の方法など一体的支援を行う流れの理解・整理	320	38.8%
10	地域資源開拓に関する業務の実施又は充実	317	38.5%
11	相談室や事務室などに必要なスペース又は設備の確保	281	34.1%
12	センター内の情報共有のためのシステム整備	231	28.0%
13	施設の改築・新築	98	11.9%
14	その他	25	3.0%

※選択率は、回答数(こども家庭センター未設置市区町村数824)に対する各肢を選んだ市区町村数の割合

(4) こども家庭センター設置済市区町村の割合（都道府県別）

前述 p1 (1) のとおり、全国的に町及び村における設置割合が低いため、管内の市区町村数に対する町村数の割合が高い都道府県において、設置済市区町村の割合が低い傾向にある。

都道府県内の市区町村数に対する設置済市区町村数の割合

	都道府県名	市区町村数	設置済の市区町村数	未設置の市区町村数	設置済市区町村数の割合
1	北海道	179	33	146	18.4%
2	青森県	40	15	25	37.5%
3	岩手県	33	17	16	51.5%
4	宮城県	35	19	16	54.3%
5	秋田県	25	11	14	44.0%
6	山形県	35	27	8	77.1%
7	福島県	59	30	29	50.8%
8	茨城県	44	29	15	65.9%
9	栃木県	25	20	5	80.0%
10	群馬県	35	9	26	25.7%
11	埼玉県	63	48	15	76.2%
12	千葉県	54	23	31	42.6%
13	東京都	62	36	26	58.1%
14	神奈川県	33	22	11	66.7%
15	新潟県	30	18	12	60.0%
16	富山県	15	12	3	80.0%
17	石川県	19	15	4	78.9%
18	福井県	17	13	4	76.5%
19	山梨県	27	11	16	40.7%
20	長野県	77	32	45	41.6%
21	岐阜県	42	30	12	71.4%
22	静岡県	35	20	15	57.1%
23	愛知県	54	39	15	72.2%
24	三重県	29	15	14	51.7%
25	滋賀県	19	11	8	57.9%
26	京都府	26	14	12	53.8%
27	大阪府	43	29	14	67.4%
28	兵庫県	41	28	13	68.3%
29	奈良県	39	23	16	59.0%
30	和歌山県	30	15	15	50.0%
31	鳥取県	19	5	14	26.3%
32	島根県	19	15	4	78.9%
33	岡山県	27	11	16	40.7%
34	広島県	23	16	7	69.6%
35	山口県	19	9	10	47.4%
36	徳島県	24	10	14	41.7%
37	香川県	17	5	12	29.4%
38	愛媛県	20	8	12	40.0%
39	高知県	34	8	26	23.5%
40	福岡県	60	59	1	98.3%
41	佐賀県	20	4	16	20.0%
42	長崎県	21	14	7	66.7%
43	熊本県	45	38	7	84.4%
44	大分県	18	14	4	77.8%
45	宮崎県	26	13	13	50.0%
46	鹿児島県	43	10	33	23.3%
47	沖縄県	41	14	27	34.1%
	全国合計	1,741	917	824	52.7%

■子ども家庭センター設置済の市区町村 (917 市区町村)

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名			
北海道	札幌市	青森県	青森市	宮城県	塩竈市	山形県	寒河江市	福島県	南相馬市	茨城県	那珂市	栃木県	塩谷町	
	函館市		弘前市		白石市		塞河江市		伊達市		那珂市		高根沢町	
	小樽市		八戸市		名取市		上山市		本宮市		坂東市		那須町	
	旭川市		五所川原市		角田市		村山市		桑折町		かすみがうら市		前橋市	
	室蘭市		十和田市		多賀城市		長井市		国見町		神栖市		桐生市	
	岩見沢市		三沢市		登米市		天童市		東根市		川俣町		渋川市	
	苫小牧市		むつ市		栗原市		東根市		尾花沢市		天栄村		みどり市	
	江別市		つがる市		東松島市		南陽市		南陽市		南会津町		つくばみらい市	甘楽町
	士別市		平川市		蔵王町		河北町		西会津町		小美玉市		みなかみ町	
	千歳市		外ヶ浜町		大河原町		朝日町		会津坂下町		茨城町		玉村町	
	深川市		板柳町		村田町		大江町		西郷村		大洗町		明和町	
	富良野市		鶴田町		丸森町		大石田町		矢吹町		城里町		千代田町	
	恵庭市		中泊町		巨環町		金山町		石川町		東海村		さいたま市	
	北斗市		六ヶ所村		山元町		舟形町		玉川村		五霞町		川越市	
	奥尻町	南部町	松島町	戸沢村	平田村	境町	熊谷市							
	留寿都村	盛岡市	七ヶ浜町	高島町	浅川町	利根町	川口市							
	泊村	宮古市	利府町	川西町	古殿町	宇都宮市	行田市							
	南幌町	大船渡市	涌谷町	小国町	三春町	足利市	秩父市							
	長沼町	花巻市	秋田市	白鷹町	小野町	栃木市	所沢市							
	秩父別町	北上市	男鹿市	飯豊町	浪江町	佐野市	飯能市							
	東神楽町	遠野市	湯沢市	三川町	水戸市	鹿沼市	加須市							
	東川町	一関市	鹿角市	庄内町	日光市	日光市	本庄市							
	剣淵町	釜石市	大仙市	遊佐町	土浦市	小山市	東松山市							
	枝幸町	二戸市	にかほ市	福島市	古河市	真岡市	春日部市							
	利尻町	奥州市	仙北市	会津若松市	石岡市	矢板市	狭山市							
	小清水町	滝沢市	小坂町	郡山市	常総市	那須塩原市	羽生市							
	新ひだか町	矢巾町	三種町	いわき市	常陸太田市	さくら市	鴻巣市							
	音更町	平泉町	美郷町	白河市	笠間市	那須烏山市	深谷市							
	土幌町	住田町	東成瀬村	須賀川市	つくば市	下野市	上尾市							
	鹿追町	大槌町	山形市	喜多方市	ひたちなか市	益子町	草加市							
	芽室町	山田町	米沢市	相馬市	潮来市	茂木町	越谷市							
	更別村	洋野町	鶴岡市	二本松市	守谷市	芳賀町	蕨市							
	池田町	宮城県	石巻市	酒田市	田村市	常陸大宮市	壬生町	戸田市						

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名		
埼玉県	入間市	千葉県	習志野市	東京都	青梅市	神奈川県	南足柄市	富山県	小矢部市	福井県	若狭町	長野県	中川村
	橘川市		勝浦市		府中市		綾瀬市		南砺市		甲府市		宮田村
	久喜市		市原市		昭島市		葉山町		射水市		富士吉田市		松川町
	北本市		鴨川市		町田市		寒川町		上市町		都留市		阿智町
	八潮市		君津市		小金井市		大磯町		立山町		山梨市		木曾町
	富士見市		富津市		小平市		二宮町		朝日町		笛吹市		麻績村
	三郷市		浦安市		日野市		大井町		金沢市		上野原市		朝日村
	蓮田市		袖ヶ浦市		国分寺市		開成町		七尾市		甲州市		筑北村
	坂戸市		印西市		福生市		箱根町		小松市		中央市		白馬村
	幸手市		白井市		狛江市		新潟市		輪島市		昭和町		小谷村
	日高市		富里市		清瀬市		三条市		加賀市		道志村		栄村
	ふじみ野市		南房総市		東久留米市		杣高市		羽咋市		富士河口湖町		岐阜市
	白岡市		香取市		武蔵村山市		新発田市		かほく市		長野市		大垣市
	三芳町		いすみ市		稲城市		加茂市		白山市		松本市		高山市
	嵐山町	栄町	あきる野市	十日町市	能美市	上田市	多治見市						
	小川町	大多喜町	西東京市	見附市	内灘町	岡谷市	関市						
	川島町	鶴南町	瑞穂町	村上市	志賀町	飯田市	中津川市						
	吉見町	港区	日の出町	燕市	宝達志水町	諏訪市	瑞浪市						
	鳩山町	新宿区	檜原村	糸魚川市	中能登町	須坂市	羽島市						
	ときがわ町	台東区	奥多摩町	妙高市	穴水町	小諸市	恵那市						
	横瀬町	墨田区	横濱市	上越市	能登町	駒ヶ根市	美濃加茂市						
	皆野町	大田区	横須賀市	阿賀野市	福井市	中野市	土岐市						
	神川町	世田谷区	平塚市	魚沼市	小浜市	飯山市	各務原市						
	上里町	中野区	鎌倉市	南魚沼市	大野市	茅野市	可児市						
	宮代町	杉並区	藤沢市	聖籠町	鯖江市	塩尻市	瑞穂市						
	杉戸町	豊島区	小田原市	茅ヶ崎市	鯖江市	千曲市	本巣市						
	松伏町	北区	茅ヶ崎市	出雲崎町	あわら市	東御市	郡上市						
	千葉県	市川市	荒川区	逗子市	富山市	福井県	越前市	安曇野市	下呂市				
		木更津市	板橋区	三浦市	高岡市	坂井市	坂井市	立科町	海津市				
		松戸市	練馬区	養育市	水見市	美浜町	南越前町	下諏訪町	養老町				
		茂原市	江戸川区	厚木市	滑川市	高浜町	富士見町	富士見町	垂井町				
		成田市	武蔵野市	大和市	黒部市	高浜町	箕輪町	輪之内町					
		佐倉市	三鷹市	海老名市	砺波市	おおい町	南箕輪村	安八町					

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名
岐阜県	池田町	愛知県	豊川市	愛知県	設楽町	京都府	城陽市	大阪府	交野市	奈良県	大和高田市	和歌山県	日高町
	北方町		津島市		津市		京田辺市		大阪狭山市		大和郡山市		みなべ町
	坂祝町		豊田市		四日市市		京丹後市		天理町		白浜町		白浜町
	富加町		安城市		伊勢市		南丹市		千早赤阪村		橿原市		上富田町
	川辺町		蒲郡市		松阪市		木津川市		神戸市		桜井市		鳥取市
	八百津町		犬山市		桑名市		久御山町		姫路市		五條市		米子市
	白川町		常滑市		鈴鹿市		京丹波町		尼崎市		御所市		岩美町
	御嵩町		江南市		名張市		与謝野町		明石市		生駒市		日南町
静岡県	静岡市	愛知県	小牧市	滋賀県	亀山市	大阪府	大阪市	兵庫県	洲本市	和歌山県	香芝市	鳥取県	日野町
	浜松市		稲沢市		いなべ市		堺市		芦屋市		葛城市		松江市
	沼津市		新城市		志摩市		岸和田市		伊丹市		宇陀市		浜田市
	三島市		東海市		伊賀市		豊中市		加古川市		山添村		出雲市
	伊東市		大府市		東員町		池田市		赤穂市		平群町		益田市
	島田市		知多市		菟野町		吹田市		西脇市		斑鳩町		大田市
	富士市		高浜市		御浜町		泉大津市		宝塚市		安堵町		安来市
	磐田市		岩倉市		紀宝町		貝塚市		三木市		川西町		江津市
	焼津市		豊明市		長浜市		守口市		高砂市		田原本町		雲南市
	掛川市		日進市		近江八幡市		枚方市		川西市		御杖村		奥出雲町
	藤枝市		田原市		草津市		茨木市		小野市		王寺町		飯南町
	御殿場市		愛西市		守山市		八尾市		三田市		広陵町		川本町
	裾野市		清須市		栗東市		泉佐野市		加西市		河合町		美郷町
	伊豆市		北名古屋		野洲市		富田林市		養父市		川上村		邑南町
	菊川市		みよし市		湖南市		寝屋川市		南あわじ市		和歌山市		津和野町
	伊豆の国市		あま市		高島市		河内長野市		朝来市		海南市		吉賀町
牧之原市	長久手市	東近江市	大東市	淡路市	橋本市	倉敷市							
清水町	東郷町	米原市	和泉市	宍粟市	有田市	宇野市							
長泉町	豊山町	日野町	箕面市	加東市	御坊市	総社市							
森町	大口町	京都市	柏原市	たつの市	田辺市	高梁市							
愛知県	名古屋	京都府	舞鶴市	大阪府	羽曳野市	和歌山県	新宮市	岡山県	備前市				
	豊橋市		大治町		綾部市		福美町		備前市				
	岡崎市		蟹江町		宇治市		福崎町		岩出市				
	半田市		南知多町		宮津市		太子町		紀美野町				
	春日井市		美浜町		亀岡市		泉南市		かつらぎ町				

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名			
岡山県	鏡野町	徳島県	三好市	福岡県	八女市	長崎県	桂川町	熊本県	時津町	宮崎県	氷川町	鹿児島県	椎葉村			
	吉備中央町		上勝町		筑後市		筑前町		東彼杵町		芦北町		日之影町			
	広島市		海陽町		大川市		東峰村		新上五島町		多良木町		鹿屋市			
	呉市		藍住町		行橋市		大刀洗町		熊本市		水上村		鹿屋市			
	竹原市		高松市		豊前市		大木町		八代市		相良村		出水市			
	三原市		普通寺市		中間市		広川町		人吉市		山江村		薩摩川内市			
	福山市		東かがわ市		小都市		香春町		荒尾市		あさぎり町		日置市			
	府中市		三豊市		筑紫野市		添田町		添田町		霧島市		霧島市			
	三次市		直島町		春日市		糸田町		玉名市		大分市		湧水町			
	東広島市		松山市		大野城市		川崎町		山鹿市		別府市		中種子町			
広島県	廿日市市	今治市	宗像市	大任町	菊池市	中津市	龍郷町									
	江田島市	新居浜市	太宰府市	赤村	宇土市	臼杵市	天城町									
	府中町	大洲市	古賀市	福智町	福智町	上天草市	竹田市									
	海田町	伊予市	福津市	苅田町	苅田町	宇城市	豊後高田市									
	坂町	西予市	うきは市	みやこ町	みやこ町	阿蘇市	杵築市									
	安芸太田町	内子町	宮若市	吉富町	吉富町	天草市	宇佐市									
	北広島町	鬼北町	嘉麻市	上毛町	上毛町	合志市	豊後大野市									
	神石高原町	高知市	朝倉市	築上町	築上町	美里町	豊後大野市									
	山口県	下関市	室戸市	みやま市	佐賀県	唐津市	熊本県	玉東町	沖繩県	国東市	那覇市					
		宇部市	南国市	那珂川市		伊万里市		南関町		南関町	豊後高田市	宜野湾市				
山口市		宿毛市	宇美町	基山町		和水町		和木町		宇佐市	石垣市					
防府市		香南市	篠栗町	上峰町		大津町		大津町		宇佐市	浦添市					
岩国市		香美市	志免町	長崎町		菊陽町		菊陽町		合志市	豊後大野市					
光市		東洋町	須恵町	佐世保市		南小国町		南小国町		合志市	豊後大野市					
美祿市		四万十町	新宮町	諫早市		小国町		小国町		合志市	豊後大野市					
周南市		北九州市	久山町	大村市		産山村		産山村		合志市	豊後大野市					
和木町		福岡市	粕屋町	平戸市		高森町		高森町		合志市	豊後大野市					
徳島県		徳島市	福岡県	大牟田市		長崎県		松浦市		宮崎県	南阿蘇村	都道府県数 47	市区町村数 917	都道府県数 47	市区町村数 917	都道府県数 47
	鳴門市	久留米市		水巻町	松浦市		松浦市	御船町	高森町							
	小松島市	直方市		岡岡町	水巻町		水巻町	五島市	高森町							
	吉野川市	飯塚市		遠賀町	遠賀町		遠賀町	雲仙市	高森町							
	阿波市	田川市		小竹町	小竹町		小竹町	南島原市	高森町							
	美馬市	柳川市		鞆手町	鞆手町		鞆手町	長与町	高森町							

2 市区町村における職員配置の状況

2-1 センター長

こども家庭センターに配置されているセンター長の配置状況

(参考) センター長

母子保健機能及び児童福祉機能の両機能の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者であり、こども家庭センター1か所あたり1名配置することとされている。

➤ [こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p11 (第1章第3節3(1))

(1) センター長の職位

	人数	割合
部局長級	180	17.1%
次長級	104	9.9%
課長級	681	64.5%
課長補佐級	70	6.6%
係長級	20	1.9%
係員	0	0.0%
合計	1,055	100.0%

(2) センター長の主な資格

	人数	割合
保健師	163	15.5%
社会福祉士	29	2.7%
こども家庭ソーシャルワーカー	0	0.0%
助産師	0	0.0%
看護師	3	0.3%
精神保健福祉士	1	0.1%
医師	0	0.0%
公認心理師	1	0.1%
保育士	22	2.1%
教員免許を有する者	27	2.6%
事務職	773	73.3%
その他	36	3.4%
合計	1,055	100.0%

2-2 統括支援員

こども家庭センターに配置されている統括支援員の配置状況

(参考) 統括支援員

母子保健と児童福祉の適切な連携協力による一体的支援を促すため、こども家庭センター内の職員に必要な助言・指導を行うなど、実務面のリーダーシップを執って、母子保健と児童福祉の両機能にまたがるマネジメントを行う職員として、こども家庭センター1か所あたり1名配置する（児童人口が少ない市町村等、自治体の実情に応じてこども家庭センター長が統括支援員を兼務することができる）こととされている。

➤ [こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p11（第1章第3節3（2））

(1) 任用要件別の配置状況

	要件ア	要件イ	要件ウ	合計
人数	841	127	160	1,128
割合	74.6%	11.3%	14.2%	100%

※こども家庭センター1か所に統括支援員を2名以上配置していると回答した自治体があるため合計人数は設置箇所数（1,055）と一致しない。

【統括支援員の任用要件等】

➤ [こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p11~12

統括支援員の要件は、こども家庭センターガイドライン等において、次のア、イ、ウいずれかに該当し、かつ、一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修（基礎研修 ※1）を受講した者とされている。

- ア 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格（※2）を有し、一定の母子保健分野又は児童福祉分野の実務経験を有する者
- イ 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者
- ウ その他、市町村において上記と同等と認められた者

※1 基礎研修は、当面、国の「虐待・思春期問題情報研修センター事業」の中でオンデマンド研修を実施する。当該研修は、原則、統括支援員として着任後3か月程度内に受講する。また、当該研修に加え、都道府県において実情に応じて開催される統括支援員の資質向上のための実務研修（※3）を受講することが望ましい。

※2 資格の詳細については「こども家庭センターガイドライン」参考資料2（1）を参照

➤ [こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p186~188

※3 実務研修は、統括支援員としての具体的なマネジメントスキルが期待される事例に関する演習型の研修や、統括支援員が互いの業務上の困りごとの共有や情報交換を行う場として、都道府県の実情に応じて開催することが望ましい。

(2) 任用要件別の資格・経験等

- ア 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健分野又は児童福祉分野の実務経験を有する者：**841人**

(資格の内訳)

	人数	割合
保健師	654	77.8%
社会福祉士	80	9.5%
こども家庭ソーシャルワーカー	0	0.0%
助産師	1	0.1%
看護師	8	1.0%
精神保健福祉士	1	0.1%
医師	0	0.0%
公認心理師	7	0.8%
保育士	51	6.1%
教員免許を有する者	17	2.0%
その他	22	2.6%
合計	841	100.0%

(経験の内訳)

	人数	割合
母子保健機能と児童福祉機能の両方を経験	393	46.7%
母子保健機能のみを経験	296	35.2%
児童福祉機能のみを経験	152	18.1%
合計	841	100.0%

- イ 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者：**127人**

(経験の内訳)

	人数	割合
母子保健機能と児童福祉機能の両方を経験	38	29.9%
母子保健機能のみを経験	15	11.8%
児童福祉機能のみを経験	74	58.3%
合計	127	100.0%

- ウ その他、市町村において上記と同等と認めた者：**160人**

- ・教育に関する業務経験、教員免許保有
 - ・福祉に関する業務経験（障害者福祉、高齢者福祉、相談以外の児童福祉業務等）
 - ・社会福祉士資格、社会福祉主事任用資格の保有
 - ・保健福祉に関する管理職経験
- など

(3) センター長との兼任の有無

	人数	割合
センター長を兼任している	167	14.8%
センター長を兼任していない	961	85.2%
合計	1,128	100.0%

※統括支援員(1,128人)がセンター長を兼任しているか否かについての回答

※小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができるとされている。

▶ [こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p11

(4) 統括支援員の勤務形態

	人数	割合
常勤	1,108	98.2%
非常勤	20	1.8%
合計	1,128	100.0%

※常勤：1日7時間45分以上、週5日以上職務に従事する職員

※非常勤：常勤に当てはまる職員以外の職員

(5) 統括支援員の職位

	人数	割合
部局長級	4	0.4%
次長級	11	1.0%
課長級	265	23.5%
課長補佐級	405	35.9%
係長級	354	31.4%
係員	89	7.9%
合計	1,128	100.0%

2-3 母子保健担当職員の配置状況

(1) こども家庭センターを設置済の市区町村

主な担当職員の配置人数 単位：人(※)

	専任	兼任	合計
保健師	3,599	4,770	8,369
助産師	629	187	816
看護師	265	133	398
ソーシャルワーカー	11	14	25
利用者支援専門員	131	35	166
地域子育て支援拠点専門員	90	20	110
その他の補助職員等	674	463	1,137
合計	5,399	5,622	11,021

(※) 常勤換算した人数（小数点第一位は繰り上げ）

困難事例対応職員の配置人数 単位：人(※)

	専任	兼任	合計
社会福祉士	42	62	104
精神保健福祉士	6	19	25
その他の専門職	315	873	1,188
合計	363	954	1,317

(※) 常勤換算した人数（小数点第一位は繰り上げ）

※こども家庭センターガイドラインは、母子保健機能を担う職員として、下記を求めている。

- ・母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー（社会福祉士等）（以下「保健師等」という。）を1名以上配置すること。なお、保健師等は専任が望ましい。
- ・困難事例への対応等の支援を実施するに当たっては、社会福祉士、精神保健福祉士又はその他の専門職を1名以上配置するものとする。なお、当該職員は専任が望ましい。さらに、配置に当たっては、令和7年度末までに、職員の必置を目指すこと。

(参考) こども家庭センターガイドラインが求める母子保健機能の人員配置

➤ [こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp) p36

(2) こども家庭センターを未設置の市区町村

主な担当職員の配置人数

単位：人(※)

	専任	兼任	合計
保健師	1,565	2,760	4,325
助産師	248	97	345
看護師	90	84	174
ソーシャルワーカー	2	9	11
利用者支援専門員	76	31	107
地域子育て支援拠点専門員	53	28	81
その他の補助職員等	211	282	493
合計	2,245	3,291	5,536

(※) 常勤換算した人数（小数点第一位は繰り上げ）

困難事例対応職員の配置人数

単位：人(※)

	専任	兼任	合計
社会福祉士	14	64	78
精神保健福祉士	2	17	19
その他の専門職	179	408	587
合計	195	489	684

(※) 常勤換算した人数（小数点第一位は繰り上げ）

2-4 児童福祉担当職員の配置状況

(1) 職種別の主な保有資格等と勤務形態

単位：人

主な保有資格等	こども家庭センターガイドラインが求める人員を配置済の施設 ※												こども家庭センターガイドラインが求める人員を未配置の施設		合計	
	子ども家庭支援員		虐待対応専門員		心理担当支援員		安全確認対応職員		事務処理対応職員		その他		常勤	非常勤	常勤	非常勤
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
医師	3	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3	1	0	6	3
社会福祉士	793	204	10	4	689	234	25	16	36	10	85	38	137	46	1,775	552
精神保健福祉士	55	36	5	5	47	31	1	1	0	0	7	5	10	10	125	88
児童福祉司たる資格を有する者 (上記1, 2, 3を除く)	225	75	16	5	173	65	5	8	17	2	27	9	55	18	518	182
公認心理師	73	36	248	199	55	41	2	3	1	0	18	20	6	15	403	314
保健師・助産師・看護師	967	151	23	1	480	48	38	7	23	3	190	29	308	37	2,029	276
教員免許を有する者	215	457	3	5	95	222	7	31	10	7	44	82	19	54	393	858
保育士	519	429	2	3	86	119	24	35	23	28	64	89	112	81	830	784
児童指導員	13	15	2	0	11	6	0	2	1	0	2	1	2	6	31	30
上記1~9いずれにも該当しない 社会福祉主事	134	48	3	0	112	24	6	3	49	7	60	3	40	11	404	96
その他	241	111	37	37	91	70	43	39	540	209	462	225	490	59	1,904	750
合計	3,238	1,562	349	259	1,840	860	151	145	701	266	959	504	1,180	337	8,418	3,933
合計(常勤+非常勤)	4,800		608		2,700		296		967		1,463		1,517		12,351	

※こども家庭センターガイドラインは、児童福祉機能を担う職員として、市区町村の児童人口規模と児童虐待相談対応件数に応じた数の子ども家庭支援員・虐待対応専門員・心理担当支援員の配置を求めており、「こども家庭センターガイドラインが求める人員を配置済の施設」とは、その人員配置を満たした児童福祉機能を担う施設(部署等)をいう。

(参考) こども家庭センターガイドラインが求める児童福祉機能の人員配置

➤ [こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p265

1. 主な職員の最低配置人員

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模A型 児童人口概ね0.9万人未満(人口約5.6万人未満)	常時2名 (1名は非常勤形態でも可)	—	—	常時計2名以上
小規模B型 児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満(人口約5.6万人以上約11.3万人未満)	常時2名 (1名は非常勤形態でも可)	—	常時1名 (非常勤形態でも可)	常時計3名以上
小規模C型 児童人口1.8万人以上2.7万人未満(人口11.3万人以上約17万人未満)	常時2名 (1名は非常勤形態でも可)	—	常時2名 (非常勤形態でも可)	常時計4名以上
中規模型 児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満(人口約17万人以上約45万人未満)	常時3名 (1名は非常勤形態でも可)	常時1名 (非常勤形態でも可)	常時2名 (非常勤形態でも可)	常時計6名以上
大規模型 児童人口概ね7.2万人以上(人口約45万人以上)	常時5名 (1名は非常勤形態でも可)	常時2名 (非常勤形態でも可)	常時4名 (非常勤形態でも可)	常時計11名以上

(※)この他、必要に応じて、安全確認対応職員、事務処理対応職員等の職員を配置することが望ましい。

左記1に加え、小規模B型以上の類型かつ児童千人あたりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市町村は、下記2の数式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置することを標準とする。

2. 虐待対応専門員の上乗せ配置の算定式

$$\text{○ 各市区町村の児童虐待相談対応件数} - \frac{\text{各市区町村管轄地域の児童人口} \times \text{全国の児童虐待相談対応件数}}{\text{全国の児童人口}} \div 40$$

(※1)市区町村内に複数の支援拠点を設置する場合には、支援拠点単位で算定。

(※2)各年度における上乗せ人員は、児童人口は直近の国勢調査の数値を、児童虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。

(※3)「40」は、平均的な児童相談所の児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数(年間約40ケース(雇用均等・児童家庭局総務課調))を踏まえたもの。

(2) 兼務の状況

児童福祉機能を担う職員が兼務している業務 ※複数選択式

兼務している業務	人数	兼務率
要保護児童対策地域協議会の調整機関の業務	5,041	40.8%
家庭児童相談室の業務	3,330	27.0%
こども家庭センター（母子保健機能）の業務	1,015	8.2%
児童に関する保育・手当関係の業務	896	7.3%
児童福祉以外の福祉関係業務	686	5.6%
障害児福祉関係の業務	499	4.0%
福祉関係以外の業務	484	3.9%

※兼務率は、児童福祉機能の職員数12,351人（全国）に対する割合

(3) 業務経験年数

■勤務形態別の経験年数

経験年数	常勤		非常勤		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
6か月未満	559	6.6%	270	6.9%	829	6.7%
6か月以上1年未満	1,666	19.8%	590	15.0%	2,256	18.3%
1年以上2年未満	1,521	18.1%	562	14.3%	2,083	16.9%
2年以上3年未満	1,243	14.8%	504	12.8%	1,747	14.1%
3年以上5年未満	1,415	16.8%	689	17.5%	2,104	17.0%
5年以上10年未満	1,196	14.2%	787	20.0%	1,983	16.1%
10年以上	818	9.7%	531	13.5%	1,349	10.9%
合計	8,418	100.0%	3,933	100.0%	12,351	100.0%

■市区町村の分類別の経験年数

経験年数	指定都市 [20]		中核市・特別区 [85]		市（指定都市・中核市・特別区を除く） [710]		町 [743]		村 [183]		合計 [1,741]	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
6か月未満	44	2.8%	175	8.2%	382	6.9%	189	7.4%	39	7.0%	829	6.7%
6か月以上1年未満	285	17.9%	418	19.5%	1,032	18.7%	450	17.7%	71	12.8%	2,256	18.3%
1年以上2年未満	323	20.3%	363	16.9%	935	17.0%	411	16.1%	51	9.2%	2,083	16.9%
2年以上3年未満	312	19.6%	278	13.0%	752	13.6%	343	13.5%	62	11.2%	1,747	14.1%
3年以上5年未満	329	20.7%	359	16.7%	894	16.2%	426	16.7%	96	17.3%	2,104	17.0%
5年以上10年未満	194	12.2%	389	18.1%	954	17.3%	353	13.9%	93	16.7%	1,983	16.1%
10年以上	101	6.4%	163	7.6%	566	10.3%	375	14.7%	144	25.9%	1,349	10.9%
合計	1,588	100.0%	2,145	100.0%	5,515	100.0%	2,547	100.0%	556	100.0%	12,351	100.0%

※ [] 内は全自治体数

(4) 児童相談所業務経験者数

	指定都市		中核市・特別区		市（指定都市・中核市・特別区を除く）		町		村		合計	
	人数	割合※	人数	割合※	人数	割合※	人数	割合※	人数	割合※	人数	割合※
① 児童福祉機能を担う職員	1,588		2,145		5,515		2,547		556		12,351	
② ①のうち、児童相談所勤務経験あり	227	14.3%	361	16.8%	288	5.2%	170	6.7%	42	7.6%	1,088	8.8%
③ ②のうち、児童相談所からの人事交流受入又は異動	142	8.9%	39	1.8%	11	0.2%	1	0.0%	0	0.0%	193	1.6%

※②③の割合は、いずれも①の人数に対する割合

(5) 児童人口、要支援・要保護児童数に対する児童福祉機能担当職員数（都道府県別）

	都道府県名	市区町村数	① 児童人口 (令和2年 国勢調査)	② 要支援児童・ 要保護児童の数 (R6.4.1現在)	③ 児童福祉機能 担当職員数 (R6.10.1現在)	参考指標		
						②/①	①/③	②/③
						要支援児童・ 要保護児童の 登録割合(※)	担当職員1人 あたりの 児童人口	担当職員1人 あたりの 要支援・要保護 児童数
1	北海道	179	686,469	7,474	721	1.09%	952	10
2	青森県	40	161,656	535	160	0.33%	1,010	3
3	岩手県	33	165,129	2,191	188	1.33%	878	12
4	宮城県	35	329,936	3,011	210	0.91%	1,571	14
5	秋田県	25	116,114	741	125	0.64%	929	6
6	山形県	35	149,161	1,355	154	0.91%	969	9
7	福島県	59	256,521	2,070	245	0.81%	1,047	8
8	茨城県	44	397,163	2,510	225	0.63%	1,765	11
9	栃木県	25	280,935	2,909	217	1.04%	1,295	13
10	群馬県	35	278,470	1,336	151	0.48%	1,844	9
11	埼玉県	63	1,046,495	6,178	520	0.59%	2,012	12
12	千葉県	54	896,969	13,433	582	1.50%	1,541	23
13	東京都	62	1,866,617	31,350	1,354	1.68%	1,379	23
14	神奈川県	33	1,320,210	19,103	513	1.45%	2,574	37
15	新潟県	30	305,418	2,992	246	0.98%	1,242	12
16	富山県	15	143,129	1,203	70	0.84%	2,045	17
17	石川県	19	168,757	3,051	135	1.81%	1,250	23
18	福井県	17	117,938	1,091	105	0.93%	1,123	10
19	山梨県	27	114,380	2,864	129	2.50%	887	22
20	長野県	77	300,421	5,619	447	1.87%	672	13
21	岐阜県	42	297,694	2,770	160	0.93%	1,861	17
22	静岡県	35	539,561	4,625	273	0.86%	1,976	17
23	愛知県	54	1,180,502	4,577	445	0.39%	2,653	10
24	三重県	29	260,512	4,924	184	1.89%	1,416	27
25	滋賀県	19	233,145	9,783	165	4.20%	1,413	59
26	京都府	26	360,299	6,404	373	1.78%	966	17
27	大阪府	43	1,256,023	21,955	831	1.75%	1,511	26
28	兵庫県	41	807,311	12,976	357	1.61%	2,261	36
29	奈良県	39	191,660	5,127	230	2.68%	833	22
30	和歌山県	30	130,338	2,915	138	2.24%	944	21
31	鳥取県	19	84,067	2,249	69	2.68%	1,218	33
32	島根県	19	100,771	1,061	78	1.05%	1,292	14
33	岡山県	27	281,159	5,271	184	1.87%	1,528	29
34	広島県	23	429,062	4,926	184	1.15%	2,332	27
35	山口県	19	188,973	2,397	129	1.27%	1,465	19
36	徳島県	24	95,152	1,449	88	1.52%	1,081	16
37	香川県	17	140,292	1,375	73	0.98%	1,922	19
38	愛媛県	20	189,767	3,794	161	2.00%	1,179	24
39	高知県	34	92,987	956	143	1.03%	650	7
40	福岡県	60	796,831	8,465	450	1.06%	1,771	19
41	佐賀県	20	132,852	2,053	95	1.55%	1,398	22
42	長崎県	21	201,315	1,498	121	0.74%	1,664	12
43	熊本県	45	277,585	2,902	205	1.05%	1,354	14
44	大分県	18	165,150	2,708	142	1.64%	1,163	19
45	宮崎県	26	170,461	2,063	100	1.21%	1,705	21
46	鹿児島県	43	249,971	2,927	248	1.17%	1,008	12
47	沖縄県	41	291,464	4,250	228	1.46%	1,278	19
	全国合計	1,741	18,246,792	237,416	12,351	1.30%	1,477	19

(※) 要支援児童又は要保護児童として各市町村が登録した児童の数であり、支援や保護を必要とする児童数の実態を悉皆調査したものではない。

3 業務運営の状況

(1) サポートプラン

■サポートプランの作成件数（母子保健担当作成）

（令和6年4月1日～令和6年9月30日）

単位：件数

	妊婦	産婦	乳幼児	保護者	その他	合計
①対応者（※実数）	215,200	129,179	330,147	152,424	17,657	844,607
②サポートプラン対象者（※実数）	46,272	16,513	33,471	13,412	1,221	110,889
②のうち、児童福祉機能を担う職員との一体的作成件数（※実数）	1,934	795	1,607	409	151	4,896
②のうち、手交した件数（※実数）	20,074	5,692	6,113	483	209	32,571

■サポートプランの作成件数（児童福祉担当作成）

（令和6年4月1日～令和6年9月30日）

単位：件数

	i	ii	iii	iv	合計	
	特定妊婦	その他妊婦 (i以外の妊婦)	要支援児童・ 要保護児童・ その保護者等	その他児童・ その保護者等 (iii以外)		
①新規作成件数（延べ）	828	715	8,860	1,189	11,592	
①のうち、	②一体的作成件数	469	118	1,930	234	2,751
	③手交件数	292	314	2,254	440	3,300
④更新件数（延べ）	126	27	2,231	217	2,601	
①+④	954	742	11,091	1,406	14,193	

※サポートプランは、相談支援における効果的な活用（対象者のニーズ・意向等の把握、対象者との目標や支援内容の話し合い等）が期待されており、作成件数を上げることを目的に作成されるものではないが、より多くの対象者との相談支援において活用されることは、対象者それぞれのニーズ等に応じた実践の進捗に向けた参考指標となりうる。

(参考) サポートプラン

児童福祉法第10条第1項第4号、母子保健法第9条の2第2項に基づき、市区町村は、こども家庭センター設置の有無に関わらず、要支援児童等（要支援児童・要保護児童、その保護者、特定妊婦）その他の者に対する支援の内容等を記載した計画、健康の保持及び増進の支援を必要とする者について妊産婦・乳幼児に対する支援に関する計画を作成することとされており、この「計画」はサポートプランを指す。▶ [こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p22-27（第1章第4節2）

(参考) 一体的作成件数

母子保健・児童福祉の両機能の担当者が合同ケース会議等を通じて協議し、統括支援員の下で一体的な支援方針を反映させたサポートプランの作成件数

▶ [こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p23-24（第1章第4節2(3)(4)）

■妊婦・産婦・乳幼児の数に対するサポートプランの作成割合（令和6年4月1日～令和6年9月30日）

（母子保健担当作成・都道府県別）

	都道府県名	市町村数	妊婦（単位：件）			産婦（単位：件）			乳幼児（単位：件）		
			①対応者 （※実数）	②サポートプラン 対象者数 （※実数）	②/①	①対応者 （※実数）	②サポートプラン 対象者数 （※実数）	②/①	①対応者 （※実数）	②サポートプラン 対象者数 （※実数）	②/①
1	北海道	179	5,146	757	14.7%	2,853	341	12.0%	10,762	420	3.9%
2	青森県	40	2,094	514	24.5%	1,782	272	15.3%	4,484	277	6.2%
3	岩手県	33	599	181	30.2%	663	203	30.6%	1,377	268	19.5%
4	宮城県	35	4,200	826	19.7%	4,057	777	19.2%	16,693	3,316	19.9%
5	秋田県	25	416	83	20.0%	487	77	15.8%	1,611	38	2.4%
6	山形県	35	1,038	120	11.6%	1,090	85	7.8%	1,655	54	3.3%
7	福島県	59	2,629	485	18.4%	1,630	34	2.1%	3,205	30	0.9%
8	茨城県	44	3,088	1,255	40.6%	2,107	682	32.4%	6,650	396	6.0%
9	栃木県	25	2,746	654	23.8%	999	460	46.0%	2,851	448	15.7%
10	群馬県	35	3,489	1,458	41.8%	1,780	363	20.4%	1,918	89	4.6%
11	埼玉県	63	13,538	4,493	33.2%	6,211	2,110	34.0%	17,617	3,301	18.7%
12	千葉県	54	13,257	2,150	16.2%	3,794	421	11.1%	8,476	2,737	32.3%
13	東京都	62	20,911	6,448	30.8%	11,038	2,284	20.7%	27,988	1,551	5.5%
14	神奈川県	33	15,594	1,469	9.4%	4,632	514	11.1%	10,546	1,886	17.9%
15	新潟県	30	1,767	360	20.4%	1,383	116	8.4%	3,423	134	3.9%
16	富山県	15	2,452	562	22.9%	2,309	83	3.6%	3,221	626	19.4%
17	石川県	19	2,894	768	26.5%	2,679	600	22.4%	5,051	1,642	32.5%
18	福井県	17	541	189	34.9%	656	44	6.7%	1,377	91	6.6%
19	山梨県	27	756	185	24.5%	282	97	34.4%	1,606	525	32.7%
20	長野県	77	3,130	844	27.0%	2,586	371	14.3%	5,852	816	13.9%
21	岐阜県	42	1,628	478	29.4%	1,888	256	13.6%	7,185	982	13.7%
22	静岡県	35	1,612	556	34.5%	1,252	326	26.0%	2,089	387	18.5%
23	愛知県	54	22,151	2,395	10.8%	17,011	541	3.2%	30,061	1,440	4.8%
24	三重県	29	2,839	979	34.5%	1,716	373	21.7%	2,699	728	27.0%
25	滋賀県	19	4,469	785	17.6%	2,207	599	27.1%	3,915	902	23.0%
26	京都府	26	5,869	911	15.5%	4,673	70	1.5%	19,139	171	0.9%
27	大阪府	43	21,393	6,096	28.5%	13,283	755	5.7%	41,148	1,614	3.9%
28	兵庫県	41	14,779	1,810	12.2%	12,357	523	4.2%	30,400	3,251	10.7%
29	奈良県	39	2,594	839	32.3%	1,238	514	41.5%	1,912	528	27.6%
30	和歌山県	30	1,627	242	14.9%	342	57	16.7%	1,862	114	6.1%
31	鳥取県	19	190	123	64.7%	171	41	24.0%	305	29	9.5%
32	島根県	19	850	138	16.2%	153	18	11.8%	197	21	10.7%
33	岡山県	27	2,867	444	15.5%	255	62	24.3%	256	106	41.4%
34	広島県	23	9,219	803	8.7%	6,507	372	5.7%	21,452	1,368	6.4%
35	山口県	19	1,035	530	51.2%	468	65	13.9%	674	37	5.5%
36	徳島県	24	1,394	398	28.6%	336	43	12.8%	867	40	4.6%
37	香川県	17	1,138	249	21.9%	726	127	17.5%	2,863	116	4.1%
38	愛媛県	20	1,932	63	3.3%	1,359	54	4.0%	2,195	17	0.8%
39	高知県	34	328	91	27.7%	125	24	19.2%	166	7	4.2%
40	福岡県	60	3,161	1,483	46.9%	2,242	246	11.0%	8,734	373	4.3%
41	佐賀県	20	2,178	138	6.3%	1,387	139	10.0%	2,793	202	7.2%
42	長崎県	21	3,301	616	18.7%	1,220	48	3.9%	2,306	46	2.0%
43	熊本県	45	1,182	168	14.2%	783	55	7.0%	1,583	192	12.1%
44	大分県	18	825	268	32.5%	715	120	16.8%	1,378	452	32.8%
45	宮崎県	26	874	157	18.0%	502	81	16.1%	475	33	6.9%
46	鹿児島県	43	2,080	676	32.5%	1,295	539	41.6%	4,132	1,371	33.2%
47	沖縄県	41	3,400	1,035	30.4%	1,950	531	27.2%	2,998	299	10.0%
	全国合計	1,741	215,200	46,272	21.5%	129,179	16,513	12.8%	330,147	33,471	10.1%

■要支援児童・要保護児童・特定妊婦の数に対するサポートプランの作成割合（令和6年4月1日～令和6年9月30日）

（児童福祉担当作成・都道府県別）

	都道府県名	市区町村数	①（単位：人）	②（単位：件）	②／①	③（単位：人）	④（単位：件）	④／③
			特定妊婦の数 R6.4.1現在	特定妊婦への 新規作成件数 R6.4.1～R6.9.30		要支援児童・ 要保護児童の数 R6.4.1現在	要支援児童・要保護児童 への新規作成件数 R6.4.1～R6.9.30	
1	北海道	179	364	13	3.6%	7,474	141	1.9%
2	青森県	40	22	3	13.6%	535	16	3.0%
3	岩手県	33	100	6	6.0%	2,191	66	3.0%
4	宮城県	35	277	11	4.0%	3,011	121	4.0%
5	秋田県	25	20	1	5.0%	741	20	2.7%
6	山形県	35	35	4	11.4%	1,355	46	3.4%
7	福島県	59	27	8	29.6%	2,070	32	1.5%
8	茨城県	44	112	24	21.4%	2,510	241	9.6%
9	栃木県	25	153	8	5.2%	2,909	201	6.9%
10	群馬県	35	88	9	10.2%	1,336	4	0.3%
11	埼玉県	63	336	13	3.9%	6,178	176	2.8%
12	千葉県	54	162	17	10.5%	13,433	721	5.4%
13	東京都	62	807	174	21.6%	31,350	3,086	9.8%
14	神奈川県	33	465	9	1.9%	19,103	109	0.6%
15	新潟県	30	62	28	45.2%	2,992	156	5.2%
16	富山県	15	41	7	17.1%	1,203	84	7.0%
17	石川県	19	28	7	25.0%	3,051	26	0.9%
18	福井県	17	19	3	15.8%	1,091	57	5.2%
19	山梨県	27	124	3	2.4%	2,864	30	1.0%
20	長野県	77	235	16	6.8%	5,619	99	1.8%
21	岐阜県	42	62	20	32.3%	2,770	92	3.3%
22	静岡県	35	223	13	5.8%	4,625	177	3.8%
23	愛知県	54	143	16	11.2%	4,577	150	3.3%
24	三重県	29	139	18	12.9%	4,924	116	2.4%
25	滋賀県	19	93	11	11.8%	9,783	80	0.8%
26	京都府	26	154	37	24.0%	6,404	124	1.9%
27	大阪府	43	706	111	15.7%	21,955	765	3.5%
28	兵庫県	41	256	4	1.6%	12,976	104	0.8%
29	奈良県	39	158	8	5.1%	5,127	51	1.0%
30	和歌山県	30	63	27	42.9%	2,915	149	5.1%
31	鳥取県	19	52	1	1.9%	2,249	0	0.0%
32	島根県	19	55	3	5.5%	1,061	39	3.7%
33	岡山県	27	177	12	6.8%	5,271	163	3.1%
34	広島県	23	317	12	3.8%	4,926	164	3.3%
35	山口県	19	61	7	11.5%	2,397	86	3.6%
36	徳島県	24	36	15	41.7%	1,449	49	3.4%
37	香川県	17	34	1	2.9%	1,375	44	3.2%
38	愛媛県	20	124	2	1.6%	3,794	12	0.3%
39	高知県	34	10	1	10.0%	956	23	2.4%
40	福岡県	60	355	75	21.1%	8,465	581	6.9%
41	佐賀県	20	136	7	5.1%	2,053	35	1.7%
42	長崎県	21	27	18	66.7%	1,498	45	3.0%
43	熊本県	45	79	11	13.9%	2,902	31	1.1%
44	大分県	18	114	1	0.9%	2,708	105	3.9%
45	宮崎県	26	111	15	13.5%	2,063	10	0.5%
46	鹿児島県	43	110	17	15.5%	2,927	170	5.8%
47	沖縄県	41	89	1	1.1%	4,250	63	1.5%
	全国合計	1,741	7,361	828	11.2%	237,416	8,860	3.7%

(2) 家庭支援事業等の実施状況

■都道府県別

	都道府県	市区町村数	子育て短期支援事業		養育支援訪問事業		一時預かり事業		子育て世帯訪問支援事業		児童育成支援拠点事業		親子関係形成支援事業	
			実施市町村数	実施市町村割合	実施市町村数	実施市町村割合	実施市町村数	実施市町村割合	実施市町村数	実施市町村割合	実施市町村数	実施市町村割合	実施市町村数	実施市町村割合
1	北海道	179	63	35.2%	125	69.8%	134	74.9%	49	27.4%	5	2.8%	7	3.9%
2	青森県	40	15	37.5%	28	70.0%	30	75.0%	7	17.5%	1	2.5%	3	7.5%
3	岩手県	33	21	63.6%	25	75.8%	25	75.8%	6	18.2%	3	9.1%	2	6.1%
4	宮城県	35	16	45.7%	32	91.4%	33	94.3%	12	34.3%	3	8.6%	2	5.7%
5	秋田県	25	18	72.0%	12	48.0%	21	84.0%	12	48.0%	0	0.0%	2	8.0%
6	山形県	35	25	71.4%	27	77.1%	27	77.1%	15	42.9%	1	2.9%	5	14.3%
7	福島県	59	17	28.8%	37	62.7%	32	54.2%	20	33.9%	3	5.1%	6	10.2%
8	茨城県	44	39	88.6%	35	79.5%	41	93.2%	13	29.5%	6	13.6%	13	29.5%
9	栃木県	25	25	100.0%	24	96.0%	24	96.0%	16	64.0%	5	20.0%	6	24.0%
10	群馬県	35	13	37.1%	20	57.1%	23	65.7%	10	28.6%	2	5.7%	3	8.6%
11	埼玉県	63	35	55.6%	54	85.7%	51	81.0%	32	50.8%	5	7.9%	15	23.8%
12	千葉県	54	25	46.3%	29	53.7%	43	79.6%	22	40.7%	1	1.9%	8	14.8%
13	東京都	62	51	82.3%	54	87.1%	53	85.5%	48	77.4%	5	8.1%	27	43.5%
14	神奈川県	33	11	33.3%	27	81.8%	25	75.8%	18	54.5%	2	6.1%	10	30.3%
15	新潟県	30	2	6.7%	20	66.7%	25	83.3%	14	46.7%	0	0.0%	10	33.3%
16	富山県	15	10	66.7%	11	73.3%	13	86.7%	5	33.3%	0	0.0%	2	13.3%
17	石川県	19	17	89.5%	18	94.7%	18	94.7%	13	68.4%	2	10.5%	4	21.1%
18	福井県	17	17	100.0%	15	88.2%	16	94.1%	5	29.4%	1	5.9%	2	11.8%
19	山梨県	27	19	70.4%	19	70.4%	19	70.4%	10	37.0%	1	3.7%	3	11.1%
20	長野県	77	58	75.3%	50	64.9%	66	85.7%	30	39.0%	8	10.4%	15	19.5%
21	岐阜県	42	35	83.3%	29	69.0%	35	83.3%	10	23.8%	2	4.8%	4	9.5%
22	静岡県	35	23	65.7%	30	85.7%	31	88.6%	18	51.4%	1	2.9%	5	14.3%
23	愛知県	54	44	81.5%	46	85.2%	45	83.3%	35	64.8%	3	5.6%	13	24.1%
24	三重県	29	26	89.7%	29	100.0%	20	69.0%	15	51.7%	5	17.2%	2	6.9%
25	滋賀県	19	19	100.0%	18	94.7%	17	89.5%	12	63.2%	3	15.8%	3	15.8%
26	京都府	26	25	96.2%	22	84.6%	23	88.5%	14	53.8%	1	3.8%	8	30.8%
27	大阪府	43	41	95.3%	41	95.3%	40	93.0%	28	65.1%	3	7.0%	18	41.9%
28	兵庫県	41	41	100.0%	39	95.1%	38	92.7%	31	75.6%	4	9.8%	14	34.1%
29	奈良県	39	32	82.1%	33	84.6%	30	76.9%	20	51.3%	6	15.4%	8	20.5%
30	和歌山県	30	28	93.3%	21	70.0%	22	73.3%	13	43.3%	1	3.3%	6	20.0%
31	鳥取県	19	16	84.2%	16	84.2%	17	89.5%	10	52.6%	1	5.3%	4	21.1%
32	島根県	19	10	52.6%	14	73.7%	15	78.9%	6	31.6%	2	10.5%	0	0.0%
33	岡山県	27	17	63.0%	25	92.6%	20	74.1%	13	48.1%	5	18.5%	4	14.8%
34	広島県	23	16	69.6%	17	73.9%	21	91.3%	17	73.9%	1	4.3%	5	21.7%
35	山口県	19	17	89.5%	17	89.5%	17	89.5%	9	47.4%	2	10.5%	1	5.3%
36	徳島県	24	22	91.7%	22	91.7%	21	87.5%	6	25.0%	2	8.3%	2	8.3%
37	香川県	17	13	76.5%	17	100.0%	13	76.5%	8	47.1%	1	5.9%	0	0.0%
38	愛媛県	20	11	55.0%	16	80.0%	18	90.0%	8	40.0%	2	10.0%	1	5.0%
39	高知県	34	28	82.4%	19	55.9%	19	55.9%	9	26.5%	0	0.0%	2	5.9%
40	福岡県	60	46	76.7%	52	86.7%	50	83.3%	33	55.0%	6	10.0%	9	15.0%
41	佐賀県	20	19	95.0%	14	70.0%	17	85.0%	5	25.0%	2	10.0%	0	0.0%
42	長崎県	21	18	85.7%	17	81.0%	19	90.5%	6	28.6%	2	9.5%	2	9.5%
43	熊本県	45	29	64.4%	21	46.7%	31	68.9%	21	46.7%	8	17.8%	4	8.9%
44	大分県	18	17	94.4%	13	72.2%	17	94.4%	9	50.0%	4	22.2%	0	0.0%
45	宮崎県	26	15	57.7%	11	42.3%	21	80.8%	5	19.2%	1	3.8%	3	11.5%
46	鹿児島県	43	30	69.8%	22	51.2%	30	69.8%	14	32.6%	0	0.0%	4	9.3%
47	沖縄県	41	12	29.3%	26	63.4%	24	58.5%	16	39.0%	0	0.0%	2	4.9%
	全国合計	1,741	1,147	65.9%	1,309	75.2%	1,390	79.8%	748	43.0%	122	7.0%	269	15.5%

■自治体の分類別

事業名	指定都市 [20]		中核市・特別区 [85]		市（指定都市・中核市・ [710]		町 [743]		村 [183]		合計 [1,741]	
	実施 市町村数	割合	実施 市町村数	割合	実施 市町村数	割合	実施 市町村数	割合	実施 市町村数	割合	実施 市町村数	割合
子育て短期支援事業	20	100.0%	83	97.6%	589	83.0%	405	54.5%	50	27.3%	1,147	65.9%
養育支援訪問事業	19	95.0%	84	98.8%	605	85.2%	520	70.0%	81	44.3%	1,309	75.2%
一時預かり事業	20	100.0%	77	90.6%	639	90.0%	568	76.4%	86	47.0%	1,390	79.8%
子育て世帯訪問支援事業	18	90.0%	78	91.8%	395	55.6%	222	29.9%	35	19.1%	748	43.0%
児童育成支援拠点事業	3	15.0%	11	12.9%	66	9.3%	37	5.0%	5	2.7%	122	7.0%
親子関係形成支援事業	6	30.0%	41	48.2%	151	21.3%	67	9.0%	4	2.2%	269	15.5%

※ [] 内は全自治体数

(参考) 家庭支援事業

児童福祉法第21条の18第1項に規定された、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の6事業。子育てを安心して行うためには、早い段階で子育てに不安や課題を抱える世帯等に支援を届けていくことが重要であり、虐待リスクを予防する観点から、本事業を積極的に実施していくことが期待されている。

▶ [家庭支援事業について | こども家庭庁](#)

(各事業ページ内の「～事業実施状況」に実施見込[市区町村名の一覧](#)を掲載)

(3) その他の子育て支援事業等の実施状況（都道府県別）

	都道府県	市町村数	乳児家庭 全戸訪問事業		地域子育て 支援拠点事業		地域子育て 相談機関			支援対象児童等 見守り強化事業	
			実施 市町村 数	実施 市町村 割合	実施 市町村 数	実施 市町村 割合	実施 市町村 数	実施 市町村 割合	箇所数	実施 市町村 数	実施 市町村 割合
1	北海道	179	169	94.4%	141	78.8%	59	33.0%	125	3	1.7%
2	青森県	40	36	90.0%	31	77.5%	10	25.0%	20	5	12.5%
3	岩手県	33	28	84.8%	27	81.8%	11	33.3%	20	0	0.0%
4	宮城県	35	35	100.0%	31	88.6%	14	40.0%	55	3	8.6%
5	秋田県	25	24	96.0%	22	88.0%	9	36.0%	29	1	4.0%
6	山形県	35	35	100.0%	29	82.9%	18	51.4%	41	1	2.9%
7	福島県	59	56	94.9%	38	64.4%	23	39.0%	34	2	3.4%
8	茨城県	44	42	95.5%	39	88.6%	16	36.4%	80	4	9.1%
9	栃木県	25	25	100.0%	23	92.0%	9	36.0%	61	3	12.0%
10	群馬県	35	34	97.1%	23	65.7%	8	22.9%	26	2	5.7%
11	埼玉県	63	62	98.4%	56	88.9%	11	17.5%	36	5	7.9%
12	千葉県	54	49	90.7%	41	75.9%	9	16.7%	27	6	11.1%
13	東京都	62	57	91.9%	53	85.5%	19	30.6%	134	11	17.7%
14	神奈川県	33	33	100.0%	23	69.7%	8	24.2%	25	5	15.2%
15	新潟県	30	30	100.0%	27	90.0%	16	53.3%	84	1	3.3%
16	富山県	15	14	93.3%	12	80.0%	4	26.7%	18	1	6.7%
17	石川県	19	19	100.0%	16	84.2%	7	36.8%	38	4	21.1%
18	福井県	17	17	100.0%	15	88.2%	10	58.8%	23	8	47.1%
19	山梨県	27	25	92.6%	19	70.4%	10	37.0%	32	0	0.0%
20	長野県	77	69	89.6%	56	72.7%	38	49.4%	83	5	6.5%
21	岐阜県	42	40	95.2%	34	81.0%	21	50.0%	132	1	2.4%
22	静岡県	35	31	88.6%	28	80.0%	14	40.0%	63	2	5.7%
23	愛知県	54	53	98.1%	50	92.6%	20	37.0%	99	3	5.6%
24	三重県	29	29	100.0%	25	86.2%	15	51.7%	31	7	24.1%
25	滋賀県	19	19	100.0%	16	84.2%	5	26.3%	26	4	21.1%
26	京都府	26	26	100.0%	22	84.6%	8	30.8%	22	3	11.5%
27	大阪府	43	42	97.7%	42	97.7%	12	27.9%	59	6	14.0%
28	兵庫県	41	39	95.1%	35	85.4%	18	43.9%	118	5	12.2%
29	奈良県	39	39	100.0%	32	82.1%	19	48.7%	30	7	17.9%
30	和歌山県	30	29	96.7%	26	86.7%	11	36.7%	24	2	6.7%
31	鳥取県	19	19	100.0%	15	78.9%	7	36.8%	24	1	5.3%
32	島根県	19	17	89.5%	15	78.9%	6	31.6%	18	0	0.0%
33	岡山県	27	26	96.3%	24	88.9%	6	22.2%	9	3	11.1%
34	広島県	23	21	91.3%	19	82.6%	6	26.1%	30	3	13.0%
35	山口県	19	18	94.7%	18	94.7%	3	15.8%	33	3	15.8%
36	徳島県	24	23	95.8%	21	87.5%	5	20.8%	7	1	4.2%
37	香川県	17	17	100.0%	16	94.1%	5	29.4%	28	1	5.9%
38	愛媛県	20	20	100.0%	16	80.0%	9	45.0%	51	1	5.0%
39	高知県	34	27	79.4%	25	73.5%	10	29.4%	14	2	5.9%
40	福岡県	60	59	98.3%	55	91.7%	15	25.0%	33	5	8.3%
41	佐賀県	20	20	100.0%	14	70.0%	7	35.0%	11	2	10.0%
42	長崎県	21	21	100.0%	21	100.0%	4	19.0%	5	7	33.3%
43	熊本県	45	41	91.1%	40	88.9%	12	26.7%	17	3	6.7%
44	大分県	18	18	100.0%	18	100.0%	9	50.0%	44	17	94.4%
45	宮崎県	26	25	96.2%	20	76.9%	8	30.8%	18	9	34.6%
46	鹿児島県	43	39	90.7%	37	86.0%	13	30.2%	34	3	7.0%
47	沖縄県	41	38	92.7%	29	70.7%	12	29.3%	29	7	17.1%
	全国合計	1,741	1,655	95.1%	1,435	82.4%	589	33.8%	2,000	178	10.2%

(4) 家庭支援事業の利用勧奨・措置

口頭での利用勧奨では利用につながらない場合の利用勧奨通知（文書による利用勧奨）や、利用勧奨を行っても利用拒否等がある場合の家庭支援事業の提供措置が全国的に活用されているかを把握する参考指標として集計している（支援対象者との関係を構築し、口頭による利用勧奨を行って家庭支援事業を提供できている場合、利用勧奨の通知や措置通知の交付には至らないため、通知の交付件数は必ずしも家庭支援事業の利用状況全体を示すものではない）。

■利用勧奨通知の交付件数（令和6年4月1日～令和6年9月30日）

交付した市町村数	25
交付した件数	204

(参考) 家庭支援事業の利用勧奨・利用支援

市町村は、家庭支援事業の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。（児童福祉法第21条の18第1項） ➤ [こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p109-111（第3章第2節5（1））

■措置通知の件数（令和6年4月1日～令和6年9月30日）

交付した市町村数	28
交付した件数	161

(参考) 家庭支援事業の措置

市町村は、家庭支援事業の提供が必要であると認められる者が、（口頭又は文書による）利用の勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、家庭支援事業による支援を提供することができる。（児童福祉法第21条の18第2項）

➤ [こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p111-112（第3章第2節5（2））

(5) 児童相談所からの市町村指導委託・市町村送致（令和5年度）

在宅指導措置の市町村委託

受託した市町村数	211
受託した件数	3,306

市町村送致

受理した市町村数	590
受理した件数	17,285

(参考) 市町村指導委託（児童相談所による在宅指導措置の市町村への委託）

児童相談所が養育上の課題がある保護者等に対する指導措置の実施を市町村に委託し、市町村は児童相談所との協議や情報共有を行いながら継続的支援を進める仕組み。（児童福祉法第27条第1項第2号）

(参考) 市町村送致（児童相談所から市町村への事案送致）

児童相談所による指導よりも、市町村による支援事業の提供、関係機関での状況把握や働きかけなどが適切と考えられる事案は市町村に送致される。（児童福祉法第26条第1項第3号）

(6) 地域資源開拓

こども家庭センターが地域資源の把握・連携・開拓のために行っている取組

回答数：917 市区町村に設置されたこども家庭センター1,055 箇所 ※複数選択式

順位	取組	センター数	選択率
1	地域資源の調査・把握	623	59.1%
2	社会福祉協議会との連携	495	46.9%
3	新たな支援サービス構築の検討	335	31.8%
4	地域資源の整理・一覧化	311	29.5%
5	家庭支援事業等の新たな支援サービスの担い手に対する事業実施の打診	299	28.3%
6	地域子育て相談機関と連携した地域課題等の把握	256	24.3%
7	民間団体と公的な関係機関が情報交換等を行う会議又は研修の開催	246	23.3%
8	民間団体同士が情報交換等を行う会議又は研修の開催（定期でないものも含む）	72	6.8%
9	その他	57	5.4%
10	地域資源に関する業務を主に担う職員（コーディネーター等）の配置	34	3.2%

※選択率とは、回答数(こども家庭センター1,055箇所)に対する各選択肢を選んだこども家庭センター数の割合

(7) 旧子育て世代包括支援センターの実績（令和5年度）

■旧子育て世代包括支援センターの設置か所数（令和5年度）

分類	箇所数	割合
指定都市	194	8.3%
中核市・特別区	331	14.1%
市（指定都市・中核市・特別区を除く）	931	39.7%
町	725	30.9%
村	163	7.0%
合計	2,344	100.0%

(8) こども家庭センター業務の委託状況

■業務委託の有無

	こども家庭センター 箇所数	割合※
すべての業務を直営（委託なし）	997	94.5%
母子保健機能の一部の業務を委託	38	3.6%
児童福祉機能の一部の業務を委託	35	3.3%
児童福祉機能の全部の業務を委託	1	0.1%

※こども家庭センター1,055箇所に対する割合

■委託先（母子保健機能）

母子保健機能の一部の業務を委託しているこども家庭センター(38 か所)の委託先

	こども家庭センター 箇所数	割合※
NPO法人	6	0.6%
社会福祉法人	3	0.3%
社会福祉協議会	3	0.3%
任意団体	1	0.1%
学校法人	0	0.0%
株式会社	7	0.7%
生活協同組合	0	0.0%
その他	18	1.7%
合計	38	3.6%

※こども家庭センター1,055箇所に対する割合

■委託先（児童福祉機能）

児童福祉機能の一部又は全部の業務を委託しているこども家庭センター(36 か所)の委託先

あてはまるもの全てに複数回答

	こども家庭センター 箇所数	割合※
児童家庭支援センター	6	0.6%
社会福祉法人（児童家庭支援センター除く）	19	1.8%
社会福祉協議会	5	0.5%
任意団体	1	0.1%
学校法人	1	0.1%
株式会社	3	0.3%
生活協同組合	0	0.0%
その他	15	1.4%

※こども家庭センター1,055箇所に対する割合

4 要保護児童対策地域協議会の設置運営状況

(1) 要保護児童対策地域協議会の設置状況

区分	指定都市	中核市 ・特別区	市 (指定都市・ 中核市・特別 区を除く)	町	村	合計	
市区町村数	20	85	710	743	183	1,741	
設置している	20	85	710	738	179	1,732	
	100%	100%	100%	99.3%	97.8%	99.5%	
	うち一部事務組合	0	0	2	0	0	2
		0%	0%	0.3%	0%	0%	0.1%
	うち広域連合	0	0	1	0	0	1
0%		0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	
設置していない	0	0	0	5	4	9	
	0%	0%	0%	0.7%	2.2%	0.5%	

(2) 要保護児童対策調整機関の指定状況

区分	指定都市	中核市 ・特別区	市 (指定都市・ 中核市・特別 区を除く)	町	村	合計	比率
こども家庭センターで児童福祉機能を担う部署	11	62	432	200	20	725	41.9%
こども家庭センターで母子保健機能を担う部署	0	0	0	7	4	11	0.6%
こども家庭センターで児童福祉・母子保健の両機能を担う部署	3	5	80	123	25	236	13.6%
児童福祉機能を担う部署（こども家庭センター未設置）	3	15	143	242	43	446	25.8%
母子保健機能を担う部署（こども家庭センター未設置）	1	0	23	121	60	205	11.8%
児童福祉・母子保健の両機能を担う部署（こども家庭センター未設置）	0	1	26	3	1	31	1.8%
福祉事務所に設置される家庭児童相談室	0	0	2	23	9	34	2.0%
市区町村の教育委員会事務局（学校を除く）	0	0	0	0	0	0	0.0%
保健所	1	1	0	2	3	7	0.4%
児童相談所	0	0	0	3	7	10	0.6%
障害福祉主管課	0	0	0	1	1	2	0.1%
生活困窮者自立支援・生活保護担当課	1	1	4	13	6	25	1.4%
その他	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	20	85	710	738	179	1,732	100.0%

(参考) 要保護児童対策地域協議会／要保護児童対策調整機関

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2）は、協議会を構成する関係機関等がこどもや家庭の情報等を共有して支援を協議し、適切に連携して対応する仕組みであり、この仕組みにより、支援対象児童等の早期の把握と迅速な支援、アセスメントの協働や課題・役割分担の共通理解、各機関等が責任をもって支援を行う体制づくりなどを図ることとしている。

要保護児童対策調整機関（児童福祉法第 25 条の 2 第 5 項）は、協議会の事務を総括するとともに、支援対象児童等への支援の実施状況の把握や関係機関等の連絡調整を行い、支援対象児童等とその保護者に対する支援目標等の共有、関係機関相互の円滑な連携促進、役割分担や責任体制の明確化、緊急時の対応方法の確認などを主導することが期待されており、こども家庭センター（児童福祉機能）が担うことが望ましいとされている。

▶ [こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p73-75（第 3 章第 1 節 3）

(3) 要保護児童対策地域協議会構成機関

比率は設置市区町村数1,732に対する割合

	指定都市	中核市 ・特別区	市 (指定都市・ 中核市・特別 区を除く)	町	村	合計	比率
要保護児童対策地域協議会数	20	85	710	738	179	1,732	
1. (貴市区町村)の児童福祉機能を担う部署	15	71	558	580	151	1,375	79.4%
2. (貴市区町村)の母子保健機能を担う部署	19	84	657	635	165	1,560	90.1%
3. 福祉事務所に設置される家庭児童相談室	9	30	345	123	30	537	31.0%
4. 市区町村の教育委員会事務局(学校を除く)	19	84	686	695	163	1,647	95.1%
5. 保健所	9	73	621	483	97	1,283	74.1%
6. 児童相談所	20	85	701	710	157	1,673	96.6%
7. 子ども・若者総合相談センター	3	14	29	6	4	56	3.2%
8. (貴市区町村)の青少年行政を担う部署	8	51	256	116	36	467	27.0%
9. (貴市区町村)の障害福祉を担う部署	14	73	473	327	76	963	55.6%
10. (貴市区町村)の生活困窮者自立支援又は生活保護を担う部署	15	78	460	304	68	925	53.4%
11. 警察署	20	85	703	691	158	1,657	95.7%
12. 法務局	17	55	429	237	35	773	44.6%
13. 家庭裁判所	7	14	24	3	0	48	2.8%
14. 保護観察所	3	10	9	8	1	31	1.8%
15. 矯正施設(少年院、少年鑑別所等)	4	13	5	0	0	22	1.3%
16. 病院又は診療所(小児科)	14	54	285	271	67	691	39.9%
17. 保育所又は幼保連携型認定こども園	20	81	603	632	149	1,485	85.7%
18. 幼稚園(幼保連携型認定こども園を除く)	20	77	474	253	30	854	49.3%
19. 小学校	18	74	559	633	166	1,450	83.7%
20. 中学校	18	74	544	631	163	1,430	82.6%
21. 特別支援学校	14	38	212	85	13	362	20.9%
22. 児童館	6	36	99	71	15	227	13.1%
23. 放課後児童クラブ	7	36	121	123	23	310	17.9%
24. 放課後等デイサービス事業者	3	18	56	60	9	146	8.4%
25. 利用者支援事業所	2	13	48	34	9	106	6.1%
26. 地域子育て支援拠点	5	29	153	135	23	345	19.9%
27. 地域子育て相談機関	1	10	41	33	15	100	5.8%
28. 児童家庭支援センター	11	23	200	111	20	365	21.1%
29. 乳児院	16	34	64	18	2	134	7.7%
30. 児童養護施設	19	60	213	68	8	368	21.2%
31. 里親支援センター又は里親養育包括支援(フォスタリング)機関	5	9	23	14	0	51	2.9%
32. 里親会	10	17	30	7	0	64	3.7%
33. 母子生活支援施設	15	36	41	3	0	95	5.5%
34. 妊産婦等生活援助事業者	2	7	4	0	1	14	0.8%
35. 配偶者暴力相談支援センター	9	40	88	23	2	162	9.4%
36. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	3	4	2	0	1	10	0.6%
37. 女性相談支援センター	3	30	94	42	7	176	10.2%
38. 女性自立支援施設	0	6	3	1	1	11	0.6%
39. 障害児施設	5	14	37	27	1	84	4.8%
40. 児童発達支援センター	2	32	111	56	5	206	11.9%
41. 家庭支援事業の委託先事業者	5	15	33	8	1	62	3.6%
42. 産婦人科医会	7	14	33	14	1	69	4.0%
43. 小児科医会	9	17	48	16	1	91	5.3%
44. 医師会(42及び43を除く)	15	80	550	223	21	889	51.3%
45. 歯科医師会	17	68	283	68	7	443	25.6%
46. 看護協会	3	4	9	0	0	16	0.9%
47. 助産師会	6	16	16	0	0	38	2.2%
48. PTA協議会	2	12	86	39	5	144	8.3%
49. 弁護士会	17	43	79	16	4	159	9.2%
50. 社会福祉協議会	11	62	427	367	80	947	54.7%
51. 民生児童委員協議会	19	82	642	624	130	1,497	86.4%
52. 人権擁護委員	13	68	472	412	67	1,032	59.6%
53. こどもの意見表明支援・権利擁護に関わる団体(意見表明支援事業委託先団体等)	0	1	6	2	0	9	0.5%
54. こどもの権利擁護機関(条例による設置か否かは問わない)	1	6	11	0	0	18	1.0%
55. 子ども食堂を運営する団体	0	7	15	16	4	42	2.4%
56. 支援対象児童等見守り強化事業や宅食を担う団体	3	10	22	13	1	49	2.8%
57. 上記いずれにも該当しないNPO団体	10	13	44	13	1	81	4.7%
58. 学識経験者	4	13	51	24	2	94	5.4%
59. その他	7	32	224	165	44	472	27.3%

(4) 要保護児童対策地域協議会の開催実績（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区分	設置協議会数	開催回数	平均開催回数	設置率
1. 代表者会議（単独設置）	1,389	1,643	1.2	80.2%
2. 実務者会議（単独設置）	1,417	11,155	7.9	81.8%
3. 個別ケース検討会議（単独設置）	1,514	58,536	38.7	87.4%
4. 代表者会議と実務者会議の機能を併せ持った会議	73	203	2.8	4.2%
5. 代表者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議	15	85	5.7	0.9%
6. 実務者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議	132	1,303	9.9	7.6%
7. 代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の機能をすべて併せ持った会議	20	53	2.7	1.2%

(5) 要保護児童対策地域協議会の登録ケース数

■令和5年4月1日～令和6年3月31日に新たに登録された数

区分	指定都市	中核市 ・特別区	市 (指定都市・ 中核市・特別 区を除く)	町	村	合計
設置市町村数	20	85	710	738	179	1,732
登録された要保護児童数	29,998	48,727	58,945	7,210	566	145,446
	78.4%	72.7%	59.0%	50.5%	56.4%	66.0%
うち養護相談（虐待）	27,619	37,866	48,001	5,753	386	119,625
	72.2%	56.5%	48.1%	40.3%	38.5%	54.3%
登録された要支援児童数	5,182	15,274	33,645	5,640	369	60,110
	13.5%	22.8%	33.7%	39.5%	36.8%	27.3%
登録された特定妊婦数	3,082	3,048	7,266	1,422	68	14,886
	8.1%	4.5%	7.3%	10.0%	6.8%	6.8%
合計	38,262	67,049	99,856	14,272	1,003	220,442
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

■登録されている数（令和6年4月1日現在）

区分	指定都市	中核市 ・特別区	市 (指定都市・ 中核市・特別 区を除く)	町	村	合計
設置市町村数	20	85	710	738	179	1,732
登録された要保護児童数	30,910	39,221	69,061	13,150	1,179	153,521
	75.6%	69.7%	57.6%	51.2%	58.7%	62.7%
うち養護相談（虐待）	26,890	30,692	54,881	10,135	673	123,271
	65.7%	54.6%	45.8%	39.4%	33.5%	50.4%
登録された要支援児童数	8,722	15,684	47,095	11,617	777	83,895
	21.3%	27.9%	39.3%	45.2%	38.7%	34.3%
登録された特定妊婦数	1,267	1,345	3,766	931	52	7,361
	3.1%	2.4%	3.1%	3.6%	2.6%	3.0%
合計	40,899	56,250	119,922	25,698	2,008	244,777
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(6) 要保護児童対策地域協議会における支援計画の策定状況

令和6年4月1日現在の登録ケースに対し令和6年10月1日までに支援計画を策定した割合
※支援計画とは、市区町村又は関係機関等で支援の目標や内容等を検討して記載・共有する計画

要保護児童

区分	指定都市	中核市 ・特別区	市 (指定都市・ 中核市・特別 区を除く)	町	村	合計
登録ケースの全てについて作成した	10	30	193	129	30	392
	50.0%	35.3%	28.6%	21.6%	28.3%	26.5%
登録ケースの一部（5割以上）について作成した	1	3	52	29	5	90
	5.0%	3.5%	7.7%	4.9%	4.7%	6.1%
登録ケースの一部（5割未満）について作成した	5	26	181	86	11	309
	25.0%	30.6%	26.8%	14.4%	10.4%	20.9%
全く作成しなかった	4	26	249	352	60	691
	20.0%	30.6%	36.9%	59.1%	56.6%	46.6%
合計	20	85	675	596	106	1,482
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

要支援児童

区分	指定都市	中核市 ・特別区	市 (指定都市・ 中核市・特別 区を除く)	町	村	合計
登録ケースの全てについて作成した	10	19	156	94	22	301
	55.6%	31.7%	28.0%	18.9%	25.3%	24.7%
登録ケースの一部（5割以上）について作成した	1	4	42	28	6	81
	5.6%	6.7%	7.5%	5.6%	6.9%	6.6%
登録ケースの一部（5割未満）について作成した	4	16	151	84	12	267
	22.2%	26.7%	27.1%	16.9%	13.8%	21.9%
全く作成しなかった	3	21	209	291	47	571
	16.7%	35.0%	37.5%	58.6%	54.0%	46.8%
合計	18	60	558	497	87	1,220
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

特定妊婦

区分	指定都市	中核市 ・特別区	市 (指定都市・ 中核市・特別 区を除く)	町	村	合計
登録ケースの全てについて作成した	10	31	219	105	14	379
	50.0%	39.7%	41.6%	37.6%	43.8%	40.5%
登録ケースの一部（5割以上）について作成した	1	4	40	13	1	59
	5.0%	5.1%	7.6%	4.7%	3.1%	6.3%
登録ケースの一部（5割未満）について作成した	5	16	75	28	0	124
	25.0%	20.5%	14.2%	10.0%	0.0%	13.2%
全く作成しなかった	4	27	193	133	17	374
	20.0%	34.6%	36.6%	47.7%	53.1%	40.0%
合計	20	78	527	279	32	936
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■支援計画が未作成の市区町村（都道府県別）

	都道府県名	全ての要保護児童について 支援計画が未作成の市区町村数 (R6.4.1～R6.10.1)	要保護児童登録数が 1以上の市区町村数 (R6.4.1時点)	①／②	全ての特定妊婦について 支援計画が未作成の市区町村数 (R6.4.1～R6.10.1)	特定妊婦登録数が 1以上の市区町村数 (R6.4.1時点)	③／④
1	北海道	74	111	66.7%	29	50	58.0%
2	青森県	16	24	66.7%	7	9	77.8%
3	岩手県	17	33	51.5%	5	17	29.4%
4	宮城県	9	33	27.3%	6	18	33.3%
5	秋田県	7	20	35.0%	3	8	37.5%
6	山形県	6	27	22.2%	4	13	30.8%
7	福島県	22	41	53.7%	5	13	38.5%
8	茨城県	18	42	42.9%	9	25	36.0%
9	栃木県	11	25	44.0%	8	21	38.1%
10	群馬県	24	31	77.4%	12	22	54.5%
11	埼玉県	30	60	50.0%	18	42	42.9%
12	千葉県	24	54	44.4%	12	37	32.4%
13	東京都	21	58	36.2%	18	49	36.7%
14	神奈川県	18	32	56.3%	9	24	37.5%
15	新潟県	6	25	24.0%	7	20	35.0%
16	富山県	10	15	66.7%	5	9	55.6%
17	石川県	7	17	41.2%	3	10	30.0%
18	福井県	4	16	25.0%	2	8	25.0%
19	山梨県	10	25	40.0%	7	18	38.9%
20	長野県	30	61	49.2%	16	36	44.4%
21	岐阜県	23	40	57.5%	11	24	45.8%
22	静岡県	11	32	34.4%	5	23	21.7%
23	愛知県	22	43	51.2%	15	32	46.9%
24	三重県	14	29	48.3%	3	15	20.0%
25	滋賀県	4	19	21.1%	5	16	31.3%
26	京都府	11	25	44.0%	5	18	27.8%
27	大阪府	13	43	30.2%	14	41	34.1%
28	兵庫県	16	39	41.0%	15	29	51.7%
29	奈良県	14	27	51.9%	11	21	52.4%
30	和歌山県	11	26	42.3%	6	17	35.3%
31	鳥取県	12	18	66.7%	2	8	25.0%
32	島根県	9	17	52.9%	7	12	58.3%
33	岡山県	14	25	56.0%	6	16	37.5%
34	広島県	5	22	22.7%	6	18	33.3%
35	山口県	9	17	52.9%	6	13	46.2%
36	徳島県	9	19	47.4%	8	12	66.7%
37	香川県	8	17	47.1%	3	10	30.0%
38	愛媛県	10	17	58.8%	3	10	30.0%
39	高知県	5	28	17.9%	0	6	0.0%
40	福岡県	19	55	34.5%	16	40	40.0%
41	佐賀県	11	20	55.0%	3	9	33.3%
42	長崎県	11	21	52.4%	2	11	18.2%
43	熊本県	18	39	46.2%	9	21	42.9%
44	大分県	9	16	56.3%	6	14	42.9%
45	宮崎県	8	18	44.4%	7	10	70.0%
46	鹿児島県	15	29	51.7%	8	20	40.0%
47	沖縄県	16	31	51.6%	7	21	33.3%
	全国合計	691	1,482	46.6%	374	936	40.0%

(7) 支援計画の策定状況とサポートプランの作成状況

■要保護児童

市区町村数：1,482（R6.4.1時点の要保護児童登録数が0名の259を除く）

		要支援児童・要保護児童		合計	単位：市区町村数
		サポートプラン 作成あり ※2	サポートプラン 作成なし		
要 保 護 児 童	支援計画	382	409	791	
	策定あり ※1	48.3%	51.7%	100.0%	
	支援計画	111	580	691	
	策定なし	16.1%	83.9%	100.0%	

※1 R6.4.1時点の要保護児童についてR6.10.1までの支援計画策定件数が1件以上の市区町村

※2 R6.4.1～R6.9.30の要支援児童・要保護児童のサポートプラン新規作成件数が1件以上の市区町村

■特定妊婦

市区町村数：936（R6.4.1時点の特定妊婦登録数が0名の805を除く）

		特定妊婦		合計	単位：市区町村数
		サポートプラン 作成あり ※2	サポートプラン 作成なし		
特 定 妊 婦	支援計画	132	430	562	
	策定あり ※1	23.5%	76.5%	100.0%	
	支援計画	27	347	374	
	策定なし	7.2%	92.8%	100.0%	

※1 R6.4.1時点の特定妊婦についてR6.10.1までの支援計画策定件数が1件以上の市区町村

※2 R6.4.1～R6.9.30の特定妊婦のサポートプラン新規作成件数が1件以上の市区町村

(8) 要保護児童対策地域協議会における進行管理の状況

進行管理台帳の作成状況

区分	指定都市	中核市 ・特別区	市 (指定都市・ 中核市・特別 区を除く)	町	村	合計
作成している	20	75	633	523	101	1,352
	100.0%	88.2%	89.2%	70.9%	56.4%	78.1%
個別ケース記録で代用している	0	9	66	161	54	290
	0.0%	10.6%	9.3%	21.8%	30.2%	16.7%
作成していない	0	1	11	54	24	90
	0.0%	1.2%	1.5%	7.3%	13.4%	5.2%
合計	20	85	710	738	179	1,732
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

進行管理の頻度

区分	指定都市	中核市 ・特別区	市 (指定都市・ 中核市・特別 区を除く)	町	村	合計
3カ月以内に1回	15	64	502	316	57	954
	75.0%	75.3%	70.7%	42.8%	31.8%	55.1%
4か月目以降～6か月以内に1回	5	18	172	229	45	469
	25.0%	21.2%	24.2%	31.0%	25.1%	27.1%
7か月目以降に1回	0	3	13	32	10	58
	0.0%	3.5%	1.8%	4.3%	5.6%	3.3%
定期的な進行管理は行っていない	0	0	23	161	67	251
	0.0%	0.0%	3.2%	21.8%	37.4%	14.5%
合計	20	85	710	738	179	1,732
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

5 その他

(1) 妊産婦・子ども・子育て家庭への包括的支援の充実に向けて、都道府県や国から得たい情報や支援等

回答数：全 1,741 市区町村 ※複数選択式

順位	都道府県や国から得たい情報や支援等	市区町村数	選択率
1	業務の課題整理や充実に向けた相談対応や助言	1,032	59.3%
2	児童福祉機能を担う職員向けの研修の充実	998	57.3%
3	組織運営・業務・家庭支援事業等に関する他自治体の取組事例の情報	976	56.1%
4	母子保健機能を担う職員向けの研修の充実	971	55.8%
5	家庭支援事業等の構築に向けた助言や他市区町村・社会資源（担い手）との調整	937	53.8%
6	人員配置や組織運営に関する相談対応や助言	932	53.5%
7	家庭支援事業等の構築に活用できる国の補助事業等の解説	922	53.0%
8	統括支援員向けの研修の充実	912	52.4%
9	人口規模が近い他の市区町村との情報交換の場	885	50.8%
10	子ども家庭センターに求められる役割や業務に関する説明	798	45.8%
11	その他	59	3.4%

※選択率とは、回答数(全市区町村数1,741)に対する各選択肢を選んだ市区町村数の割合